

春学期に大学独自の授業料免除・徴収猶予を申請した、日本国籍（外国籍で、在留資格が永住者・定住者等の者も含む）で、大学院に在学する者は、下記書類の提出が必須となります。

提出物	世帯全員の2024 年度（2023 年分）所得・課税証明書（コピー不可）	
注意事項	2024 年度（2023 年分）所得・課税証明書（※注 1）に関する注意事項	
	提出が必要な対象者	同一世帯内で、 本人・就学者・乳幼児を除いた全員分 の提出が必要。（ただし、独立生計者は本人および配偶者分についても提出。また父母や配偶者が学生の場合は、就学者であっても提出が必要。） 所得の有無にかかわらず、対象者分は必ず提出 してください。専業主婦等で収入が 0 円の場合や、扶養控除の範囲内の収入であっても、証明書の提出は必須です。
	記載が必要な事項	この書類は、 所得額（収入の種類・内訳・金額）と住民税の課税額（特に市町村民税の所得割額） を確認するために必要とします。 市区町村役所には、これらの事項が必ず明記されるように申請 してください。（所得額や住民税額が「―」や「*」となっているものや、記載が省略されているものは受付できません。）（※注 2）
	書類発行の申請先	2024 年 1 月 1 日時点で住民票の住所があった市区町村の役所において、2024 年 6 月頃から発行することができます。その後引っ越しなどで住民票を移した場合は、異動前の市区町村役所で取得してください。（税務署で発行される納税額の証明書では受付できません。）
	所得が無い方の場合	2023 年中に所得がなかった方の分については、所得額かつ住民税額が「0 円」であることを証明する所得・課税証明書または非課税証明書を提出してください。
	※注 1 所得・課税証明書の名称は、自治体によって異なる場合があります（「所得証明書」「課税証明書」「非課税証明書」「市・県民税課税（非課税）証明書」など）。上表の「 記載が必要な事項 」にある 必要事項が省略されることなく、記載されたものを提出 ください。	
	※注 2 特殊な事情により、所得額と住民税額の記載が省略されている、または「―」や「*」といった表記になっている所得・課税証明書しか提出できない場合は、経済支援係にご相談ください。	
	※注 3 特殊な事情により、所得・課税証明書が発行できない場合は、経済支援係にご相談ください。	
提出期間	2024 年 7 月 1 日（月）～ 8 月 30 日（金） （土日祝および 8 月 12～19 日除く） ※上記期間内に 2024 年度（2023 年分）の所得・課税証明書が提出されなかった場合は、 秋学期の大学独自の授業料免除・徴収猶予申請について、「辞退者」として扱います ので、くれぐれもご注意ください。 ※ 秋学期の大学独自の授業料免除・徴収猶予申請について、「辞退」をする場合は、本書類の提出は不要となります ので、「辞退」を希望する旨を経済支援係へご連絡ください。	
提出方法	1.郵送提出 送付宛先：〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8 横浜国立大学 学生支援課経済支援係宛 ※大学からの個別の受領連絡は行いませんので、郵便事故を防ぐため、追跡可能な配達方法（特定記録郵便、簡易書留等）で発送してください。 2.窓口提出 学生センター 2 階 ① 窓口の学生支援課経済支援係に提出ください。	